

相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会設置条例

平成 26 年 12 月 1 日
条 例 第 2 号

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）
第 14 条第 3 項の規定に基づき、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、いじめの防止等（法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する重要事項を審議し、及びこれに関し必要と認める事項を教育委員会に提言すること。
2 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に該当するいじめに関し必要な事項を調査・審議する。
3 前二項に掲げるもののほか、いじめの防止等のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 対策委員会は、委員 12 人以内で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。
(1) 教育に関する学識経験を有する者
(2) 心理に関する資格を有する者
(3) 福祉に関する資格を有する者
(4) 警察関係者
(5) 弁護士
(6) 医師
(7) 相楽東部広域連合立小学校及び中学校の保護者
(8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から 2 年とする。
2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合におい

て、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委嘱を解くことができる。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 対策委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 対策委員会は、必要があると認めたときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。